

# 日本歯科医学教育学会 利益相反に関する指針

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本指針は次の目的をもって定める。

日本歯科医学教育学会（以下、「本学会」という）の事業遂行に関する利益相反について、透明性を確保して適切に管理することにより、本学会の事業の公平性・客観性及び信頼性を確保し、本学会の発展に資すること

### (定義)

第2条 本指針において、用語の定義を次のように定める。

- (1) 利益相反：産学連携活動等、外部からの経済的な利益関係に伴い生じる個人の利益と学術組織としての社会的責任が衝突・相反し、本学会の業務の遂行並びに公的研究の遂行に必要とされる公正・適正な判断が損なわれる、または損なわれるのではないかと、第三者から懸念が表明されかねない状態をいう。
- (2) 申告：会員が第3条に該当する場合、本学会に対し、所定の利益相反申告書記載にもとづき、その事実を届け出ることをいう。
- (3) 開示：本学会が、理事会に対し、第3条記載の情報を審議するために、当該対象者の利益相反自己申告書を資料として一部または全部を提示することをいう。
- (4) 公開：本学会が、本学会の会員及びそれ以外の者に対し、第3条記載の情報の一部または全部を公にすることをいう。

### (申告すべき事項と金額)

第3条 申告すべき事項と金額等について、次のように定める。

- (1) 教育研究に関連する企業、法人や営利を目的とした組織（以下、団体という）から役員、顧問職報酬として支払われた金額  
1つの団体から、年間100万円以上の報酬を受け取っている場合について、その団体の名称と金額
- (2) 株の保有の有無と、その株式から得られる利益  
1つの企業の株式から、年間100万円以上の利益を取得した場合及び当該発行済株式数の5%以上保有している場合について、その株式名、株式数、株価及び利益金額
- (3) 企業・組織や団体から、特許権使用料として支払われた金額のうち、1つの特許権使用料として年間100万円以上の場合について、その団体の名称と金額
- (4) 企業・組織や団体から、会議の出席に対して、研究者の拘束した時間・労力に対して日当（講演料等）として支払われた金額のうち、1つの団体から年間50万円以上の場合について、その団体の名称と金額
- (5) 企業・組織や団体から、パンフレットなどの執筆の原稿料（執筆料）として支払われた金額のうち、1つの団体から年間50万円以上の場合について、その団体の名称と金額
- (6) 企業・組織や団体から、研究費として支払われた金額のうち、1つの団体から総額が年間20

0万円以上の場合について、その団体の名称と金額

- (7) 企業・組織や団体から、奨学寄付金（奨励寄付金）として支払われた金額のうち、1つの団体から申告者の所属機関に対する総額が年間200万円以上の場合について、その団体の名称と金額
- (8) 1つの企業・組織や団体から受けたその他の報酬（旅行、贈答品等）が、年間10万円以上の場合について、その団体の名称と金額
- (9) 企業・組織や団体がスポンサーとなる寄付講座に所属している場合について、その団体の名称と金額

## 第2章 本学会が開催する学術大会等の発表・講演に関する利益相反

（対象）

第4条 本第2章では、本学会が行う学術大会、シンポジウム、講演会、市民公開講座等の発表・講演を、会員が行う場合を対象とする。

（対象者の利益相反状態）

- 第5条 第4条の対象者は、発表内容に関連する団体との関係で、抄録提出日を基準として過去1年間において、第3条に該当しているとき、その期間を示して申告を行わなければならない（様式1）。但し、本学会の理事会が1年間を超える期間について申告を必要とすると議決したとき、対象者は、指定された期間について申告を行わなければならない（様式1）。
- 2 第4条の対象者の共同発表者は、前項に該当するとき、その期間を示して申告を行わなければならない（様式1）。
  - 3 第4条の対象者は、共同発表者が第3条に該当するかどうかを調査し、同条に該当するときは、共同発表者が申告を行うことについて、責任を負う。

（公開）

第6条 第4条の対象者は、第3条にもとづく申告を行ったとき、発表スライドあるいはポスター等に、利益相反状態を表示する（様式2）。

## 第3章 本学会の機関誌等における誌上発表に関する利益相反

（対象）

第7条 本第3章では、本学会の機関誌等に誌上発表（総説、原著論文、研究報告等）を、会員が行う場合、著者全員を対象とする。

（対象者の利益相反状態）

- 第8条 第7条の対象者は、発表内容に関連する団体との関係で、原稿提出日を基準として過去1年間において、第3条に該当しているとき、その期間を示して申告を行わなければならない（様式1）。但し、本学会の理事会が1年間を超える期間について申告を必要とすると議決したとき、対象者は、指定された期間について申告を行わなければならない（様式1）。

- 2 第7条の対象者の共同著者は、前項に該当するとき、その期間を示して申告を行わなければならない（様式1）。
- 3 第7条の対象者は、共同著者が第3条に該当するかどうかを調査し、同条に該当するときは、共同著者が申告を行うことについて、責任を負う。

（公開）

第9条 第7条の対象者は、機関誌の投稿規定にしたがって、利益相反状態を提示する（様式1）。

#### 第4章 厚生労働科学研究費及びその他の公的研究費による研究を実施しようとする者の利益相反

（対象）

第10条 本第4章では、本学会として厚生労働省の同研究費、並びにその他の公的研究費による研究を、会員が実施または実施しようとする場合を対象とする。

（対象者の利益相反状態）

第11条 第10条の対象者は、本学会が行う研究に関連する団体との関係で、その研究の公募が開始となる1ヵ月以上前に、申告日を基準として過去1年間において、第3条に該当しているとき、その期間を示して申告を行わなければならない（様式3）。但し、本学会の理事会が1年間を超える期間について申告を必要とすると議決したとき、対象者は、指定された期間について申告を行わなければならない（様式3）。

- 2 第10条の対象者は、研究期間中において、第3条に新たに該当した場合、2ヵ月以内にその申告を行わなければならない（様式3）。
- 3 第10条の対象者は、その配偶者、一親等以内の親族及び収入・財産を共有する者が、前1項に該当するかどうかを調査し、該当するときは、第7条の対象者がその旨の申告を行わなければならない（様式3）。

#### 第5章 役員（理事長・理事・監事），学術大会大会長，各種委員会の利益相反

（対象）

第12条 本第5章では、本学会が行う事業を、理事長・理事・監事、学術大会大会長、各種委員会委員が遂行する場合を対象とする。

（対象者の利益相反状態）

第13条 第12条の対象者は、本学会が行う事業に関連する団体との関係で、第3条に該当しているとき、就任時の前年度1年間について、その後は1年ごとに申告を行わなければならない（様式3）。

- 2 第12条の対象者は、在任年度途中において、第3条に新たに該当した場合、2ヵ月以内にその申告を行わなければならない（様式3）。
- 3 第12条の対象者は、その配偶者、一親等以内の親族及び収入・財産を共有する者が、前1項に該当するかどうかを調査し、該当するときは、第12条の対象者がその旨の申告を行わな

ければならない（様式3）。

（開示・公開に対する同意）

第14条 第12条の対象者は、本章にもとづいて行った申告について、所定の手続を経て開示・公開されることについて、予め同意する。

## 第6章 利益相反自己申告書の取り扱い

（保管）

第15条 本学会は、利益相反自己申告書の管理者を理事長と定め、同申告書を厳重に保管する。

2 本学会は、第2章、第3章、第4章及び第5章にもとづく利益相反自己申告書を、理事長の監督下に事務局において厳重に保管する。

（保管期間）

第16条 本学会は、利益相反自己申告書を次の期間保管する。

- (1) 第2章に関する申告書 発表後2年間
- (2) 第3章に関する申告書 誌上発表後2年間
- (3) 第4章に関する申告書 研究終了後2年間
- (4) 第5章に関する申告書 任期終了後2年間

2 保管期間が終了したとき、利益相反委員会は、理事会の監督下に利益相反自己申告書を廃棄処分する。但し、保管期間終了時に、第17条所定の事由が生じているときは、理事会の議決により、当該対象者の利益相反自己申告書の廃棄処分を保留する。

（開示）

第17条 本学会は、下記の事由が生じた場合、理事会に対し、当該対象者の利益相反自己申告書を開示する。

- (1) 理事会が、当該対象者の申告内容に関し、または本指針に違反する疑いが生じ、開示の必要性があると認めたとき
- (2) 会員または非会員の者が理事会に対し、当該対象者の申告内容に関し、本指針に違反する疑いがあることを書面により指摘し、理事会が、これを相当と認めたとき

## 第7章 利益相反の審議

（審議・緊急措置）

第18条 理事会は前条の場合、当該対象者の利益相反自己申告書の開示を受け、その疑義を審議し、判断を行う。

- 2 理事会は、前項の判断を行うにあたり必要と認めるとき、利益相反委員会に対し、諮問することができる。
- 3 理事会は審議の途中において、第1章記載の対象者の利益相反自己申告について、重要な違反がある懸念があり、並びに緊急措置として必要と認めたとき、学術大会大會長に対し

て同対象者の学術大会等における発表・講演を中止させる措置を行うよう指示することができる。

(諮問・答申)

第19条 利益相反委員会は理事会の諮問を受け、理事会に対し答申を行う。

2 利益相反委員会は、答申するために必要な調査及び聴聞等を行うことができる。

(審議等に対する利益相反)

第20条 理事会及び利益相反委員会が前2条の審議、諮問、答申等を行うに際して、理事及び利益相反委員会の委員が当該対象者であるとき、その者は、審議、諮問、答申等に関与してはならない。

(利益相反委員会)

第21条 理事長が指名する担当理事が委員長となる。担当理事は委員を選出して、利益相反委員会を構成する。利益相反委員会委員は知り得た会員の情報についての守秘義務を負う。

利益相反委員会は、理事会と連携して、本指針に定めるところにより、会員の利益相反状態が深刻な事態へと発展することを未然に防止するためのマネジメントと違反に対する対応を行う。委員にかかる利益相反事項の報告ならびに利益相反情報の取扱いについては、第6章の規定を準用する。

(違反者への措置)

第22条 理事会は、申告が第5条、8条、11条および13条の不遵守・不履行に該当すると判断したとき、委員会に諮問し答申を得たうえで、その程度に応じて、期間を定めて次の措置を取ることができる。

- (1) 当該申告者に対し、正確な申告を行うよう指導、勧告し、今後正確な申告を行う旨の誓約書を作成させること
- (2) 本学会が開催する学術大会等での発表・講演の禁止
- (3) 本学会の刊行物への論文等の掲載の禁止
- (4) 本学会の学術大会大會長への就任の禁止
- (5) 本学会の理事会、委員会への出席の禁止
- (6) 本学会の会員になろうとする者に対し、不承認とすること
- (7) 本学会の会員から除名することについて、総会に議決を求ること

(措置に対する不服申立)

第23条 前条の措置を受けた者は、本学会に対し、1週間以内に不服申立をすることができる。理事会は、不服申立を受理したとき、利益相反委員会に対し再諮問を命じ、理事会の審議を経て、その結果を不服申立者に通知する。

(指針の改廃)

第24条 この指針を改廃する場合は、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

## 附則

1. この指針は、平成 27 年 7 月 10 日から施行する。